

石巻市監査委員告示第10号

令和4年3月3日付け石巻市監査委員告示第8号で公表した産業部の定期監査結果報告について、石巻市長から地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表します。

令和4年3月25日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 清水俊雄

石巻市監査委員 渡辺拓朗

石 産 推 第 8 4 号
令和 4 年 3 月 2 3 日

石巻市監査委員 堀 内 賢 市 殿
石巻市監査委員 清 水 俊 雄 殿
石巻市監査委員 渡 辺 拓 朗 殿

石巻市長 齋 藤 正 美

監査結果に係る措置について

令和 4 年 3 月 3 日付け石監第 2 1 号で指摘があったこのことについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定に基づき、下記とおり措置を講じたので通知します。

記

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監 査 結 果 （ 指 摘 の 内 容 ）	措 置 （ 改 善 ・ 検 討 ） 状 況
<p>観光課</p> <p>【団体管理事務】 (平成 30 年度から令和 3 年度まで)</p> <p>「食彩・感動 いしのまき」観光推進協議会の団体事務において、次のとおり不適正な事務処理が見受けられたので、適正に処理すること。</p> <p>なお、同様の事例が生じないように業務を適切かつ効率的に行えるようにルール化し、それを遵守する仕組みや体制を構築すること。</p> <p>(1) 会計年度</p> <p>規約は会計年度を「毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる」と定めるが、4 月 1 日以降の現金の受入れ及び払出しについて、出納整理期間と同様の理解により前年度収支とする事例が見られたので、規約上の会計年度を遵守すること。</p> <p>なお、会計年度末までに確定した債権債務について、次年度の一定期間、現金</p>	<p>(1) 会計年度</p> <p>指摘の点に関し、会計年度末までに確定した債権債務について、次年度の 4 月及び 5 月の間、現金の未収未払の整理を行うことを可とする旨を規約に規定するため、令和 4 年度総会に付議する予定としております。</p>

の未収未払の整理を行うことが必要であれば、それを可とする旨を規約に規定する等し、処理の正当性を確保すること。

(2) 支払事務

次のとおり不適正な事務処理が見受けられたので、今後は公金に準じた事務処理とすること。

- ・支払遅延（請求から支払いまで2か月弱を要した事例があり、行政機関が事務局を務める団体としては適当ではない。）
- ・立替払い
- ・領収書の日付指定

(3) 郵便切手

郵便切手の受入・使用の記録がないので、今後は記録すること。

(2) 支払事務

請求書受領後、速やかな支払いを徹底するとともに、今後は、支払調書ごとに通帳から引き出した日（通帳を確認）と、事業者を支払った日を課長がチェックすることとし、支払調書の様式に、確認欄を設け、課長の印を押印することとしました。

今後は、担当する全ての職員に周知徹底を図り、適正な事務処理に努めてまいります。

(3) 郵便切手

記録簿で管理することとし、既に運用を開始しております。